

ユニバーサルデザイン研究部会



児玉 達朗 (部会長)

大熊町役場

認定ファシリティマネジャー
博士(工学)、一級建築士

選択の自由としてのユニバーサルデザイン

●keywords

オフィス / ダイバーシティ / バリアフリー /
ユニバーサルデザイン / 排除アート

サマリー ユニバーサルデザイン (UD) は、「年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、可能な限り多くの人が利用しやすい製品、環境、サービスを目指す設計思想」であり、その理念は「誰一人取り残さない」というSDGsの目標と深く結びついている。これは、持続可能な社会の実現に向けた重要な柱となる。一方、こうした理念と矛盾する「排除アート (その場所をあらかじめ想定された用途以外で使われることを妨げるようにデザインされたもの)」が、近年の公共空間に見られるようになった。本稿では、UDの基本理念を踏まえつつ、ファシリティマネジャーが果たすべき「人、組織、社会に貢献する役割」について、「誰一人取り残さない」という理念と「公共の秩序と快適性の維持」という視点の両立の中で課題を提起する。

活動内容 本部会は2003年の発足以来、オフィスにおけるユニバーサルデザインの実現に向け、以下の3つの手法を提案してきた。① UDガイドラインの策定、② UD総合評価手法 (CASUDA) の開発、③ UDレビューの考案である。

成 果 調査研究報告書として「オフィスのユニバーサルデザインに向けて」(2004年)、「ユニバーサルデザイン総合評価手法」(2006年)、「オフィスのユニバーサルデザイン導入事例」(2008年)、「オフィスのユニバーサルデザインを語る」(2010年)として発刊された。
さらに2013年度からは「ダイバーシティ」を主題に取り上げ、シンポジウム記録集『ダイバーシティの時代』(2014年)を刊行している。

メンバー 部会長：児玉 達朗 福島県大熊町

副部会長：波多野 弘和 日本郵政建築

部会員 (50音順)：栗木 妙 コクヨ 塩川 完也 フリーランス 田上 英恵 三井住友銀行 千葉 亨二 板橋区

仲田 裕紀子 コンセプトライン 野瀬 かわり ファシリティマネジメント総合研究所

アドバイザー：似内 志朗 ファシリティデザインラボ 森山 政与志 生活環境・企画設計工房

事務局：成田 一郎・佐藤 芳宏 JFMA

1. はじめに

ユニバーサルデザイン (UD) は、「年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、可能な限り多くの人が利用しやすい製品、環境、サービスなどを目指して設計する概念」と捉え、その考え方の特徴は、「特別なデザインではなく、すべての人のためのデザインを目指す」ことが挙げられる。このUDの考え方は、「だれ一人取り残さない」というSDGsの理念にも通じるものがあり、これからの持続可能な社会の実現に向けた重要な目標となる。一方近年、これらの理念と矛盾するような「排除アート」が公共空間に出現している。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念と現実との間に乖離が見られる中、ファシリティマネージャーは、ファシリティを通じていかなる姿勢で社会に向き合うべきかが今、問われている。

2. UD とはなにか

(1) UD の7原則

UDの定義は様々ではないが、大辞林¹⁾では「障害の有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること」とされている。UDは、1985年にアメリカの建築家ロン・メイスによって提唱され、日本にも紹介された。メイス自身が障害当事者であり、障害者の権利獲得運動に長年関わってきた経験から、「障害者を特別視せず共に暮らせる環境づくり」が必要であると感じ、住宅を手がかりにその実現に尽力した。メイスが提唱したUDには7つの原則²⁾がある。

①公平性

黒人差別撤廃という歴史的なアメリカ社会を反映し、世界標準となるためにも最も基本的なコンセプトとなる。公平性とはお互いを認め合うことにつきる。すべてのユーザーが等しく利用するためにはハード面だけでは解決しないとされる。

②柔軟性

広範囲な個々のニーズと能力に対応すること。どのような人にも使用方法が選択できる。

③単純性と直感性

利用者の地域性、学歴、文化的背景、経験、知識、言語など

に関係なく、誰にとっても理解しやすく、直感的に利用できるシンプルなデザインを指す。

④認知性

ピクト、言語、触知情報等五感に対応するデザイン。視覚や聴覚などの知覚に障害のある人にも分かりやすい技術や伝達手段を用いる。

⑤許容性 (安全性)

ユーザーの利用リスクを最小にし、もし誤って使用した場合でも最小リスクとなるよう設計する。

⑥効率性

ユーザーに余計な負担を掛けずに利用できる効率性を意味する。また特別な設備を用意するのではなく、同じデザインの共用も求める。

⑦アプローチのスペースと利用のしやすさのためのサイズ

立位でも座位でも、さまざまな高さに対応できるデザイン。個別ニーズへの対応も忘れてはならない。乳幼児や障害者のニーズは異なり、そのための設備や機器、ケアスペースを求めているとされている。

(2) 日本の政策におけるバリアフリーとUD

日本の政策は、1994年にハートビル法が施行されバリアフリー政策が先行、2005年にUD政策大綱が策定され、段階的に政策は統合されている³⁾。障害者基本計画(2002年12月閣議決定)では、バリアフリーとUDを次のように定義づけている。

①バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

②UD

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

また、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

(2008年3月バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)」では、『物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方(バリアフリー)とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方(ユニバーサルデザイン)が必要』とされている。

このように日本の政策でUDはバリアフリーを補完する位置づけとされている。

3. 排除アート

(1) 排除アートとはなにか

これまで述べてきたように、UDは「障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、あらゆる人々」を対象とする考え方であり、その基本理念は社会や環境の変化に左右されることなく一貫して適用されるべきものである。しかし近年、この「多様な人々」の範囲が実質的に限定されている事例が見受けられる。特に、UDの理念と明らかに矛盾する「排除アート」が、多くの場所で導入されている。

排除アートの多くは、長時間の滞在や横になることを防止する目的でデザインされている。公共空間は本来、すべての人が利用できるべきものであり、特定のグループを排除することは、UDの理念に反する。一方で、公共空間の管理者が、特定のグループとして、主に都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設をやむを得ず生活の場としているホームレスの占拠によって他の人々の利用が阻害されていると判断し、公共の秩序と快適性の維持のため排除アートを導入するケースもあると考えられる。



写真 排除アートの例

(2) 排除アートの弊害

排除アートは、特定の人々をさらに社会から孤立させるおそれがある。公共空間からの排除は、彼らの居場所を奪い、支援や福祉サービスへのアクセスをも困難にする。

また、排除アートはホームレス状態にある人々だけでなく、予期せぬ影響を及ぼす場合がある。例えば、荷物が多くなりがちなお母さんが長時間の抱っこで疲れ、赤ちゃんを寝かせて休みたいと考えたとき、あるいはおむつ替えのために利用したいとき、体調不良で横になって休みたいときなど、本来は排除の対象ではなかった人々にも影響を与えることがある。

日本では意図や目的が不明確なデザインに「アート」という言葉を用いる風潮があるが、「排除アート」もその一例である。多くの場合、これは施主の意向を反映した設計^{注1)}であり、建築に近い性質を持つという指摘もある⁴⁾。

排除アートが広まった時期は明確ではないが、日本では、1990年代後半、監視カメラの普及と同時期に見られるようになったと考察されている⁵⁾。排除アートによって不利益を被るのは、ホームレス状態にあるような生活に困難を抱える人々だけではない。排除の対象でなかった人々にとっても、居心地の悪さや不便さを感じさせる可能性があり、インクルーシブでないデザインといえる。

4. 貧困の現実

(1) ホームレスの実態

ここで排除の対象となる特定のグループ「ホームレス」について概観する。戦後日本の貧困は、「復興」と成長の中で「減少」し、他方でバブル崩壊後の1990年代半ば以降「増加」という、「増減」で語られる⁶⁾。

ホームレスは、「都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設をやむを得ず生活の場としている者」と、法的に定義されている(ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法)⁷⁾。この法律により「野宿者」、「路上生活者」、「住所不定」等の用語が「ホームレス」という用語に統一されている。日本におけるホームレスの定義は、「ホームレス状態(Homelessness)」として居住不安定な人々全体を包括的に捉える先進ヨーロッパ諸国と比較して、対象が限定的である点が特徴的である^{注2)}。

日本では、バブルが崩壊した1992年以降、失業問題の深刻化とともに、駅や公園、河川敷などで段ボールハウスやビニールテント暮らしの人々が急増しホームレス問題が顕在化した。国が全ての市町村を対象に実施した「ホームレス実態調査」によれば、2001年時点で24,090人、2002年時点で25,296人と増加傾向にあった⁹⁾。その後、2005年をピークに減少傾向にあり、2014年時点で7,508人、2024年時点では2,820人である。全国のホームレスの分布状態は東京都23区(22区)20.2%(571人)、政令指定都市(19市)60.6%(1,709人)、中核市(41市)6.6%(186人)、その他(135市)12.6%であり、東京都23区及び政令指定都市で全国の81.1%を占める。都道府県別では、大阪府856人、東京都624人、神奈川県420人と全体の67.4%となっている。

ホームレスが確認された場所は、都市公園25.2%、河川22.6%、道路23.8%、駅舎6.2%、その他施設22.2%であった¹⁰⁾。

(2) 貧困と不安定居住者

これまで述べてきたとおり、法的に把握されているホームレスの数はピーク時と比べて減少傾向にある。しかし、「ホームレス状態(Homelessness)」をより包括的に捉えようと、次のような不安定居住層の存在が明らかになる。すなわち、①家族、親族宅や友人宅などに身を寄せて暮らす居候(インフォーマルな包摂)32%、②社員寮や簡易宿所、ネットカフェ、サウナ、カプセルホテルなどを利用する就労による包摂層42%、③シェルターや福祉施設等を利用する福祉による包摂層10%、そして④法律上の定義によるホームレスはわずか5%にすぎないという報告もある¹¹⁾。

失業は職と同時に住居を失うケースも多く、ホームレスに移行する可能性は少なくない。不安定居住者は、一見するとその実態が伝わらないが、その多くが社会的・法的な施策の対象となっていない。

社会的な不安定さは見えないところで深刻化している可能性が高い。現代の日本では、持続可能な開発目標SDGsで、全ての分野において「誰一人取り残さない」という考え方が主流になってきているが、少なくとも2,820人のホームレスは取り残され排除されつつある。

5. ファシリティマネジャーは何を目指すべきなのか

(1) ファシリティマネジメントとホームレス

ファシリティマネジメント(FM)とは、「企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」と定義されている¹²⁾。企業・団体等の組織活動が第一義的なものであり、不安定居住者・ホームレス等への配慮は直接的には読み取れない。一方で障害者への配慮は、2021年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されている。この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。法律的な立て付けを補完し、実効性を担保する位置づけとして「FM手法の一つでもあるUD(ユニバーサルデザイン)」がある。

一方で2002年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としている。一方で、この法律には次の規定が定められており、これがデザイン手法としての排除アートにつながっていると考えられる。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

ここでは、ホームレスが「野宿」の状態から自立し、生活を再建することが目標とされており、公園や河川など彼らの生活環境を整備、保護すること自体を目的とはしていない。こうした「生活環境からの自立」が、結果として排除的な行為に繋がっているととも考えられる。しかも問題は、排除の対象がホームレスに限らず、広く一般の人々にも及びうる点にある。これにより、公共空間における包摂性の欠如という深刻な課題が浮き彫りとなっている。

(2) 571人 対 985万6992人

東京都23区内のホームレスは、571人と報告されている。これは、同区内東京都民の0.0058%に過ぎない。ホームレスの人数は景気の状態に左右され、今後再び増加する可能性はあるが、全国的にみてその存在人数、場所は限定的である。その一方で排除アートは、広がりを見せている。

「571人はクレーマーにはならないが、985万6992人はクレーマーになる可能性がある^{注3)}」という指摘は、まさに問題の本質を突いている。

しかしこれは、クレームが出る前に行われる過剰防衛とも考えられる。現状、ホームレスは限定的かつ減少傾向にあるにも係わらず、排除アートだけが拡散するリスクも懸念される。

メイスが提唱したUDは、単なるデザイン論ではなく、広く社会活動論であり7原則の第一は公平性を掲げている。公平性とはお互いを認め合うことであり、すべてのユーザーが等しく利用するためにはハード面だけでは解決しないとされる。

ファシリティマネジャーは、社会の現状を冷静に見極め、「誰一人取り残さない」という基本理念と「公共の秩

序および快適性の維持」という2つの視点を両立させながら、ファシリティを通じて人・組織・社会に貢献するFMを推進していく責務がある。◀

注釈

- 注1) デザインとは「作ろうとするものの形態について、機能や生産工程などを考えて構想すること」(大辞林(第四版):三省堂 2019. 9)とされ、作ろうとするモノの目的が明らかになっている。このことから、「特定のグループを排除」する目的をもって行われる行為は、アートではなくデザインと呼ぶべきである。ここに意図的に排除を行っていることへの後ろめたさがアートという標記につながっているという指摘がある。
- 注2) 一例としてイギリスでは、ホームレスを1977年の住居法で野宿状態もちらんのこと不安定な居住状態を含めてホームレスと定義している⁸⁾。
- 注3) UD部会定例会における波多野副部会長の考察

参考文献

- 1) 大辞林(第四版):三省堂 2019. 9
- 2) 高橋儀平:ユニバーサルデザインの思想と普及、地域開発 p.14-19、2004.8
- 3) 総務省:バリアフリーとユニバーサルデザイン https://www.soumu.go.jp/main_content/000546194.pdf 最終確認 2025年5月18日
- 4) 森達也編著、五十嵐太郎:あの公園のベンチにはなぜ仕切りがあるのか 論創社 2023.11
- 5) 五十嵐太郎:かたちが過防備都市 中公新書ラクレ、2004
- 6) 岩田正美:貧困の戦後史 貧困の「かたち」はどう変わったのか 筑摩書房 2017.12
- 7) 厚生労働省:ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless01/pdf/data.pdf> 最終確認 2025年5月18日
- 8) 岡本祥浩:日英ホームレス比較研究(前編) 厚生科学研究費補助金 政策科学推進研究事業 EU諸国とアメリカにおける Social Exclusionと参入支援施策についての総合的研究 2002
- 9) 高間満:ホームレス問題の歴史・現状・課題 神戸学院総合リハビリテーション研究第1巻第1号 2006
- 10) 厚生労働省:ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果について <https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/001089861.pdf> 最終確認 2025年5月19日
- 11) NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク:不安定居住の現状について <https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000810874.pdf> 最終確認 2025年5月19日
- 12) FM推進連絡協議会編:公式ガイド ファシリティマネジメント 日本経済新聞社 2023

